

補助事業利用申請書

山口県信用保証協会 御中

年 月 日

早期経営改善計画策定支援に要する費用について、次の【利用申請にあたって】に記載された事項を確認するとともに、同内容に同意の上、『認定経営革新等支援機関による経営改善計画策定支援事業（早期経営改善計画策定支援）』に係る補助事業の利用を申請します。

【利用申請にあたって】

- ①申請者は、協会の支援により作成した計画は、誠実に実行するものとします。
- ②申請者・認定経営革新等支援機関は、補助金交付額等、当事業での協会の決定に異議を述べないものとします。
- ③利用申請にあたっては、本書以外に以下の書類を添付してください。
 - ・個人情報の取扱いに関する同意書【補助事業用】（原本）
 - ・早期経営改善計画策定支援事業利用申請書（写） ・申請者の概要（写） ・業務別見積明細書（写）
 - ・認定経営革新等支援機関ごとの見積書及び単価表（写）
- ④協会は、必要に応じて申請者・認定経営革新等支援機関・各債権者・山口県中小企業活性化協議会に対して訪問・連絡させていただくことや、協議の場の開催を要請させていただくことがあります。
- ⑤協会は、完成した経営改善計画の実行状況についてモニタリングさせていただくことがあります。
- ⑥補助金交付額は早期経営改善計画策定支援費用の1/6（ただし、上限37,500円）までとなります。
伴走支援、金融機関交渉費用及び、業務別見積明細記載の費用総額の内、伴走支援、金融機関交渉費用を除いた金額を超過した部分については補助の対象に含みません。
- ⑦山口県中小企業活性化協議会からの費用負担が受けられない案件は、当補助事業の対象にもなりません。
- ⑧山口県中小企業活性化協議会から費用負担を受けられた場合でも、補助の対象とならない場合があります。
- ⑨提供いただいた個人情報は、当事業の目的にのみ利用します。
- ⑩作成された計画を使った融資の実現について、協会は一切の義務を負担しません。
- ⑪作成された計画に基づいて行われた事業活動の結果について協会はその責を負いません。

補助金交付申請予定額 金 円

計算式

$$\left(\begin{array}{l} \text{(費用見積額-伴走支援、金融機関交渉費用)} \times 1/6 \leq 37,500 \text{円} \\ \Rightarrow \text{(費用見積額-伴走支援、金融機関交渉費用)} \text{の} 1/6 \\ \text{(費用見積額-伴走支援、金融機関交渉費用)} \times 1/6 > 37,500 \text{円} \\ \Rightarrow 37,500 \text{円} \end{array} \right)$$

早期経営改善計画策定支援費用予定額 円 × 1/6 = 円

申請者名：
 代表者名：
 住 所：
 電話番号： 印

認定経営革新等支援機関・支店名：
 代表者名：
 住 所：
 電話番号： 印

(担当者名：)